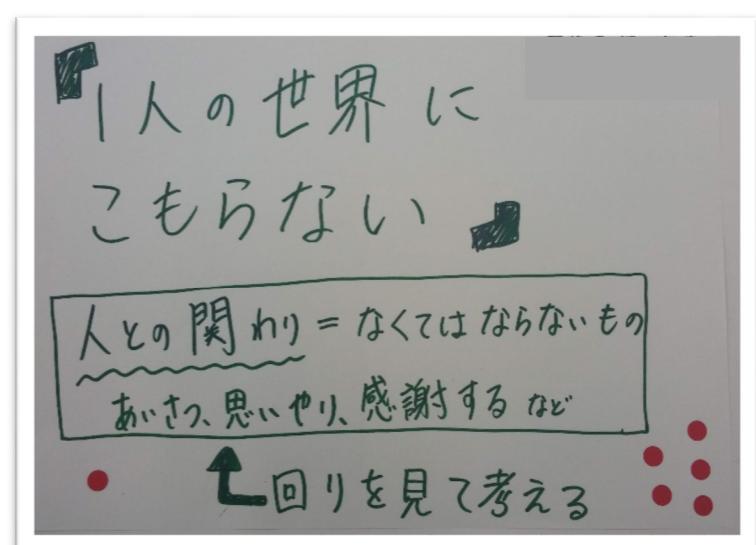


第5章

計画の推進体制

みんなが気持ちよく
暮らすために
自分にできる一歩



1 推進体制

(1) 地域福祉推進の強化

市民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、自治会組織の代表などとの情報共有や交流の場を設けます。また、地域活動に先進的、先導的に取り組んでいる人や団体を表彰するなど、地域福祉を推進する組織への支援を行います。

行政や社会福祉協議会の財政基盤を整備し、地域福祉を推進する体制の強化を図ります。

(2) 市民と事業所との連携の強化

問題が深刻化する前に支援が必要となる人への早期の対応ができるよう、地域における見守り活動などの支援と専門的な相談支援機関による支援の相乗効果により、地域の福祉力を高め、市民や地域組織、関係団体、事業所等が緊密に連携する体制の強化を図ります。

(3) 庁内の連携体制の強化

教育施策や交通施策などの、地域福祉施策以外で、日常生活に関連する分野との調整や協力などをを行うことができるよう、庁内関係各課との連携を図り、総合的かつ横断的な地域福祉施策の展開に努めます。

(4) 行政と社会福祉協議会との連携の強化

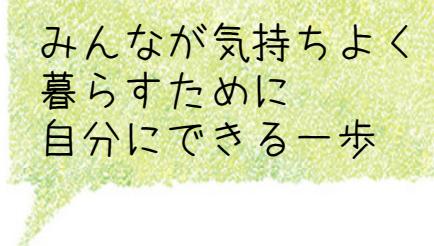
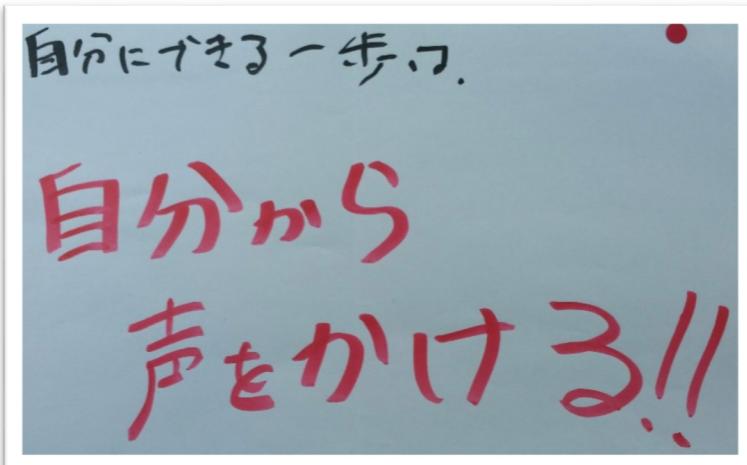
行政と社会福祉協議会が適切な役割分担を行い、連携、協働して、地域福祉施策を実施します。また、役割が重複する施策、取組の実施に際し、情報共有を進めることで、効率化や有効性の向上を図ります。

(5) 社会福祉協議会の組織強化

社会福祉協議会においては、地域福祉の推進を図ることができるよう、相談機能の充実や財源の確保を行います。そのため、共同募金運動や介護保険事業などを実施し、得た財源で地域福祉事業を展開します。また、質の高い事業を円滑に提供するためには、人材の確保や育成、掘り起こしを進める必要があることから、法人内外の研修に参加し、職員の資質向上を図ります。

2 進行管理・評価

本計画の進行管理を目的として、行政や社会福祉協議会における地域福祉施策の実施状況を把握します。また、取組や事業の進捗状況を踏まえ、評価を行い、取組の処置・改善を図ります。



みんなが気持ちよく
暮らすために
自分にできる一歩

